

## 1 練馬区環境審議会

練馬区環境審議会（以下「審議会」という。）は、練馬区環境基本条例（以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための区長の附属機関です。

### （1）調査審議事項

区長の諮問に応じて、つぎの事項を調査審議します。

- ① 環境保全に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）に関すること
  - ア 基本計画の策定に関すること
  - イ 基本計画の進行管理に関すること
  - ウ 基本計画に掲げた施策や事業等に関すること
- ② 区の環境の保全に関する基本的事項
  - ア 区の環境保全に関する施策を推進するための個別計画に関すること
  - イ 区の環境保全に関する事業等に関すること
  - ウ 環境影響評価法および東京都環境影響評価条例に基づく環境アセスメント対象事業に関すること
  - エ 区の環境配慮活動に関すること

## 2 審議会の開催と公開

### （1）会議の開催

審議会は、練馬区環境審議会規則（以下「規則」という。）第4条の規定により、会長の招集により開催します。定足数は、規則第5条の規定により委員の過半数の出席です。なお、開催日程は、環境審議会事務局より、電子メール、FAX、郵便にて通知します。

### （2）開催の周知

区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱に基づき、原則として、つぎの事項を区ホームページに掲載します。

- ① 開催の日時および場所
- ② 議題
- ③ 会議を非公開とする場合はその理由
- ④ 傍聴を認める者の定員および傍聴手続き
- ⑤ 問い合わせ先

### (3) 会議の公開

要綱および規則第7条の規定に基づき、つぎの場合を除き、原則公開します。

- ① 法令および条例の規定により会議を公開することができないとされている場合
- ② 練馬区情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
- ③ 当該会議を公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障をきたすなど会議の公開を不相当と認めた場合

### (4) 公開方法

要綱に基づき、会議の公開方法は、会議の傍聴、会議録および会議資料の閲覧とします。

### (5) 会議の傍聴

要綱に基づき、会議の傍聴は、つぎのとおりとし、傍聴人に注意事項を配付します。

- ① 会議会場の規模に応じて、事務局で傍聴人の定員を設定する。
- ② 傍聴人の応募は、会議当日の先着順とする。
- ③ 傍聴人の遵守事項は、以下のとおりとする。
  - ア 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
  - イ 私語、雑談、または騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと
  - ウ みだりに席を離れないこと
  - エ ゼッケン、たすき等を着用したり、旗、プラカード等を掲げる等威嚇行為をしないこと
  - オ 飲食および喫煙をしないこと
  - カ 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと
  - キ その他会議の支障となる行為をしないこと

### (6) 会議資料の閲覧

要綱に基づき、会議資料は原則公開し、環境課、区民情報ひろばおよび区ホームページへの掲載により公開します。

### (7) 会議録の作成

要綱に基づき、会議終了後、個人情報等に配慮し、事務局が速やかに会議録(案)を作成します。その後、各委員に発言内容の確認を依頼します。会議録の公開は、審議会の承認を経て、環境課、区民情報ひろばで閲覧および区ホームページへの掲載により行います。

会議録には、出席委員の氏名を記載し、発言者については、「会長」、「副会長」、「委員」と表示します。